平成 26 年１月 15 日

各　位

会 社 名：株式会社大泉製作所
（コード：6618 東証マザーズ）
代表者名：代表取締役社長　　久保田達夫
問合せ先：常務取締役管理本部長　竹内　章
（ＴＥＬ：03-5297-6493）

第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
及び第１回新株予約権の発行の払い込み完了に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 25 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）及び第１回新株予約権（以下、「本新株予約権」）の発行において、本日、払い込み金額の総額 101,970,022 円の払い込み手続きが完了したことを確認しましたので、お知らせします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権に関する詳細につきましては、平成 25 年 12 月 25 日付「第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第１回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

募集の概要

＜第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要＞

（１）	払込期日	平成 26 年１月 15 日
（２）	新株予約権の総数	４個
（３）	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 25,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
（４）	当該発行による潜在株式数	478,400 株
（５）	資金調達の額	100,000,000 円（差引手取概算額　97,500,000 円）
（６）	転換価額	１株当たり 209 円
（７）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
（８）	その他	①金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の 150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる。 ②本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

＜第１回新株予約権の概要＞

（１）	割当日	平成 26 年１月 15 日
（２）	新株予約権の総数	939 個
（３）	発行価額	1,970,022 円（本新株予約権１個当たり 2,098 円）
（４）	当該発行による潜在株式数	939,000 株（本新株予約権１個につき 1,000 株）
（５）	資金調達の額	198,221,022 円（差引手取概算額　195,381,022 円） （内訳）　新株予約権発行分　1,970,022 円 新株予約権行使分　196,251,000 円
（６）	行使価額	１株当たり 209 円
（７）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
（８）	その他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150％を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の２週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権１個につき金 2,098 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以上